

国道4号移管を踏まえた包括的維持管理(試行)について



様式2

福島県県中事務所管理課
副主査 岡部 彰

施工場所:郡山市日和田町地内外

1. 維持管理に係る現状・課題と基本方針

県中建設事務所の現状・課題

- 【ヒト】 職員不足、維持管理技術不足、安定した維持業者の確保が困難 等
- 【モノ】 国道4号移管等による管理施設の増大、老朽化の進行、契約事務作業等を中心とした業務量の増大 等
- 【カネ】 維持管理費不足

維持業者の現状・課題

- 【ヒト】 社員の高齢化、社員数の減少、維持管理技術不足 等
- 【モノ】 機械の老朽化 等
- 【カネ】 利益率の低下、資金調達困難、戦略的な投資が困難 等

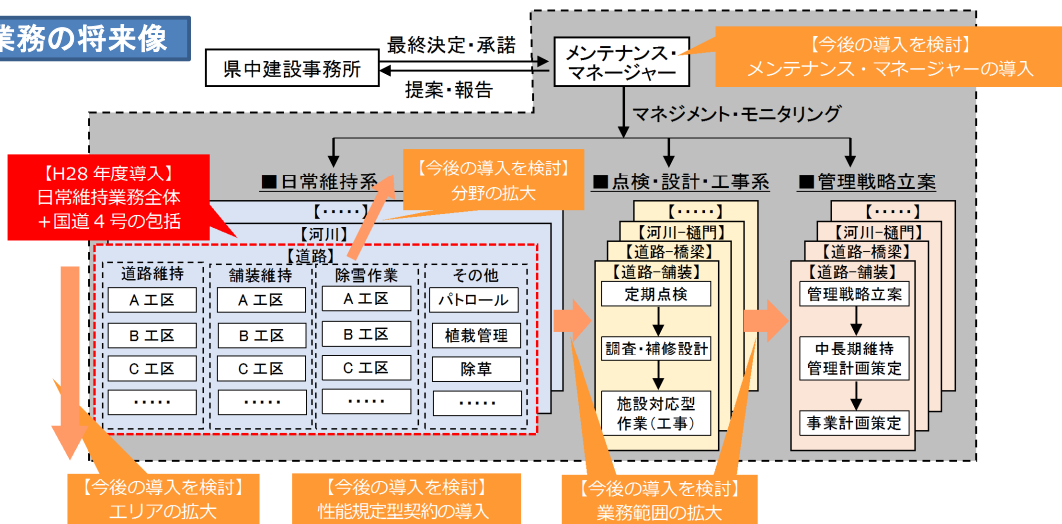
品確法・建設業法・入契法の改正

現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保、その担い手確保を目的に改正（国土交通省HPより）

基本方針

維持業者が適切な利益を享受するとともに、維持管理業務の内容を高度化して魅力あるものにする。そして同時に、官側の職員作業の軽減、維持管理コストの低減等、官民それぞれにメリットがある仕組みを構築・導入する。

2. 維持管理系業務の将来像



3. H28年度事業と今後の予定

H28年度事業

- ◆ H28年度は国道4号（移管範囲）と国道4号を交差する県道の一部を対象に、道路に係る日常維持業務の包括を試行

今後の予定

- ◆ 業務分析（プロセスや作業ルート）、コスト分析、サービス水準の検討、メンテナスマネージャーの役割の検討等を実施

- ◆ 今後は、更なる包括範囲の拡大（エリア、業務分野、業務範囲）、性能規定型契約の導入、メンテナスマネージャーの導入等を段階的に実施